

「玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法(平成11年 法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、「玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、この計画の要旨を次のとおり公表します。

1. 修正の目的

原子力災害対策特別措置法第10条通報事象発生時の緊急時運転パラメータ伝送システム(以下、SPDSという)データの緊急時対策支援システム(以下、ERSSという)への手動伝送の運用廃止及びオフサイトセンターへの原子力防災要員派遣者数変更の反映

2. 修正年月日

平成22年9月30日

3. 修正の概要

項目	修正概要
SPDSデータ伝送の運用変更	国側でのERSS機能整備により、自動的に原子力発電所の重要情報を収集できるシステムが構築され、原子力災害対策特別措置法第10条通報事象発生時のERSSへの手動伝送の運用が廃止されたため、SPDSデータ伝送の運用見直しを行った。
オフサイトセンターへの派遣者数の変更	緊急事態応急対策におけるオフサイトセンターへの原子力防災要員派遣のうち、原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者の派遣者数を4名から5名へ変更した。

4. 原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本的な考え方、運用と修正及び定義について定める。
第2章 防災体制	緊急時体制の区分、原子力防災組織及び原子力防災管理者の職務等について定める。
第3章 原子力災害予防対策の実施	通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第4章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急事態応急対策について定める。
第5章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第6章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

本計画については、当社玄海エネルギーパーク及び九州エネルギー館にて公開しています。